

氣候變動適應法

響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（次項及び次条第一項において「地域気候変動適応センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

(気候変動適応広域協議会)

第十四条 地方環境事務所その他国的地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に關係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。（関連する施策との連携）

第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たつては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

第二節 熱中症対策の推進

(熱中症対策実行計画の策定)

第十六条 政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策の実行に関する計画（以下この条及び次条において「熱中症対策実行計画」という。）を定めなければならない。

2 熱中症対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 熱中症対策の推進に関する目標

三 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

四 事業者及び国民による熱中症対策に係る取組の内容に関する事項

3 第七条第三項から第五項までの規定は、熱中症対策実行計画の策定について準用する。

2 第七条第三項から第五項までの規定は、熱中症対策実行計画の変更

3 第七条 第七条第三項から第五項までの規定は、熱中症対策実行計画の変更について検討を加え、必要があると認めるとときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2 第七条第三項から第五項までの規定は、熱中症対策実行計画の変更について準用する。

(熱中症警戒情報)

第十八条 環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間及び地域を明らかにして、当該被害の発生を警戒すべき旨の情報（第二十条において「熱中症警戒情報」という。）を発表し、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（次条第一項において「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(熱中症特別警戒情報)

第十九条 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間で定める場合に該当すると認めるときは、当該施設を住民の他の者に開放することができるうことその他の者の者に開放することができることその他の者に開放することができる。当該施設の管理者の同意を得なければならない。

2 市町村長は、前項の規定により当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設と他の施設の管理方法が環境省令で定める基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。

1 当該施設が、適当な冷房設備を有すること。

2 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民の他の者に開放することができる。当該施設の管理者の同意を得なければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

(熱中症対策普及団体)

第二十条 環境大臣は、気象に関する情報、熱中症による人の健康に係る被害に関する情報その他の情報を活用しつつ、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するための調査を行うものとする。

2 気象庁長官は、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報の的確かつ迅速な発表に資するよう、環境大臣に対し、気象に関する情報の提供その他の必要な協力をを行うものとする。

3 第七条 第七条第三項から第五項までの規定は、前条第一項の規定による指定暑熱避難施設を開放しなければならない。

2 第七条第三項から第五項までの規定は、前条第一項の規定による指定暑熱避難施設が被災の状況その他の事情を勘案して、熱中症対策実行計画について検討を加え、必要があると認めるとときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2 第七条第三項から第五項までの規定は、熱中症対策実行計画の変更について準用する。

(熱中症警戒情報)

第二十二条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定暑熱避難施設が廃止されたとき。

2 指定暑熱避難施設が前条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

3 指定暑熱避難施設について前条第三項の協定が廃止されたとき。

2 市町村長は、前項に規定する場合のほか、指定暑熱避難施設として指定する必要がないと認めるに至つたときは、前条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 指定暑熱避難施設が前条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

3 指定暑熱避難施設について前条第三項の協定が廃止されたとき。

2 市町村長は、前項に規定する場合のほか、指定暑熱避難施設として指定する必要がないと認めるに至つたときは、前条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 指定暑熱避難施設が前条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

3 指定暑熱避難施設について前条第三項の協定が廃止されたとき。

2 市町村長は、一般社団法人又は一般財團法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、第三項各号に掲げる事業（以下この条において「熱中症対策普及事業」という。）に関する活動（以下この条及び次条において「熱中症対策普及事業」といふ。）を、その申請により、熱中症対策普及団体（以下この条及び次条において「普及団体」という。）として指定することができる。

1 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適切なための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置とし得るとして認められること。

2 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。

3 热中症対策普及事業以外の事業を行つて熱中症対策普及事業における事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができると認められること。

市町村長は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二 その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなつた日から二年を経過しない者があること。

三 普及団体は、次に掲げる事業を行うものとす。

一 热中症対策について、当該市町村の区域に所在する事業者及び当該市町村の住民に対する啓発活動及び広報活動を行うこと。

二 热中症対策について、当該市町村の住民から相談に応じ、及び必要な助言を行うこと。

三 前二号に掲げるものほか、当該市町村の区域における热中症対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

四 市町村長は、热中症対策普及事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるとときは、普及団体に対し、その热中症対策普及事業に関し改善が必要であると認めるとき。

五 市町村長は、普及団体の热中症対策普及事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、当該普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

六 市町村長は、普及団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

二 前項の規定による命令に違反したとき。

三 普及団体の役員若しくは職員又はこれらの職についた者は、第三項第二号に掲げる事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

四 第一項の規定による指定の手続その他普及団体に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第二十四条 環境大臣及び関係地方公共団体は、普及団体に対し、その事業の実施に必要な情報を定めることができる。この場合において、環境

の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第四章 補則

(観測等の推進)

第二十五条

国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとする。

(事業者及び国民の理解の増進)

第二十六条

国は、第二十四条に定めるもののほか、広報活動、啓発活動その他の気候変動適応の重要性に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の推進)

第二十七条

国は、気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものとする。

(附則)

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条

前項の規定により定められた気候変動適応計画は、第二号施行日においてそれぞれの規定の例により、これを公表することができる。

第三条

前項の規定により定められたものとみなす。

第四条

環境大臣は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条

前項の規定により作成された報告書は、この規

第七条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第八条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第九条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第十条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第十一条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第十二条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第十三条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第十四条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第十五条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第十六条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第十七条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第十八条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第十九条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第二十条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第二十一条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第二十二条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第二十三条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第二十四条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第二十五条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第二十六条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第二十七条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第二十八条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第二十九条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第三十条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第三十一条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第三十二条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第三十三条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第三十四条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第三十五条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第三十六条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第三十七条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第三十八条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第三十九条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第四十条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第四十一条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第四十二条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第四十三条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第四十四条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第四十五条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第四十六条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第四十七条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第四十八条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第四十九条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第五十条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第五十一条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第五十二条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第五十三条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第五十四条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第五十五条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第五十六条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第五十七条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第五十八条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第五十九条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第六十条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第六十一条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第六十二条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第六十三条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第六十四条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第六十五条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第六十六条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第六十七条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第六十八条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第六十九条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第七十条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第七十一条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第七十二条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第七十三条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第七十四条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第七十五条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第七十六条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第七十七条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第七十八条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第七十九条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第八十条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第八十一条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第八十二条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第八十三条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第八十四条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第八十五条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第八十六条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第八十七条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第八十八条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第八十九条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第九十条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第九十一条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第九十二条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第九十三条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第九十四条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第九十五条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第九十六条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第九十七条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第九十八条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第九十九条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百一条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百二条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百三条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百四条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百五条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百六条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百七条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百八条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百九条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百十条

前項の規定により作成されたものとみなす。

第一百十一条

前項の規定により作成されたものとみなす。

<h5